

SCB SHINKIN
CENTRAL
BANKLONDON通信
(第6号)

(2002.12.11)



信金中央金庫

SCB

総合研究所(ロンドン駐在員事務所)

〒104-0031 東京都中央区京橋 3-8-1

TEL.03-3563-7541 FAX.03-3563-7551

英国における預金保険制度と中小 / 零細金融機関への影響

～ビルディング・ソサイティ業界とクレジット・ユニオン業界へのヒアリング結果も含めた考察～

要 旨

1. 英国の預金保険制度

英国では、2001年12月の新金融サービス市場法の施行に伴い、従来金融機関・業態毎に分れていた消費者保護制度を一つに統合するかたちで、新たに**金融サービス補償機構(FSCS : Financial Service Compensation Scheme)**が設立されている。同機構はその名が示すとおり、保護の範囲をいわゆる「預金」に限らず、投資商品、保険商品なども対象としている。また同制度は、個人や小企業など小額預金者の保護を目的としたものであるため、中規模以上の企業や地方公共団体などは保護の対象から除外されている。

<日英預金保険制度の比較>

	英国	日本
運営主体	FSCS(Financial Service Compensation Scheme) 金融サービス保険機構	預金保険機構
制度による保護上限額	2,000ポンド(約38万円)までは全額保護、これを超え33,000ポンド(約627万円:1ポンド=190円で換算)までは90%保護。	名寄せベースで、1預金者あたり全口座合計一千万円とその利息
対象となる預金者	個人または小企業(売上高280万ポンド(約5億円)以下、総資産140万ポンド(約2.5億円)以下、従業員50人以下、のうち2つ以上に該当するもの)が対象	個人、法人を問わず全預金者

2. 日本との相違点

そもそも英国の預金保険制度は、小額預金者の保護という限定された政策目的の下で、かつ中小 / 零細金融機関の破綻を想定して運用されているにすぎない(仮に大手金融機関の破綻が起きた場合には、預金保険制度の枠外での処理が図られると考えられる)。また英国においては、一人あたり個人現預金資産(約184万円)が、日本(約599万円)の3分の1以下であり、貯蓄資産としての預金の位置づけも高くない。

この結果、過去に発生した金融機関の破綻でも預金者への影響は軽微に抑えられ、金融システムの安定に対して国民は強い信頼を寄せている点が今回のヒアリングで強く感じられた。

実際に今回、英国における中小 / 零細金融機関の代表として、ビルディング・ソサイエティとクレジット・ユニオン業界のそれぞれ中央団体に、預金保険制度が及ぼす影響と対応策についてヒアリングしたが、残高を保険の範囲に抑えて分散しているような預金者の動きはほとんど見られないとの回答であった。

はじめに

日本政府は10月7日、来年2003年4月に予定されていたいわゆるペイオフ（預金などの払戻保証額を元本1000万円とその利息までとする措置）の解禁時期を、2005年4月まで2年間延期することを決定した。

このいわゆる「ペイオフ2年延期」により、とりあえず預金者の動揺は一旦は落ち着いたように思われるが、同決定前においては、我が国では預金者による預金の預け替えなどの動きが起こっていた。当時のマスコミはこぞって、「1000万円以上の預金は保護されなくなるから、預金者は自らの責任で取引金融機関を分散しなくてはならない。それが国際的な常識である自己責任の原則である」とこの動きを煽っていた。しかしこうした考え方が本当に国際的に一般的なものなのであろうか。また、我が国金融システムが不安定な中で、この時期にペイオフを解禁する必然性がほんとうにあったのだろうか。

本レポートでは、英国における預金保険制度を紹介するとともに、英国内の中小/零細金融機関の経営に預金保険制度がいかなる影響を及ぼしているかについても調査を試みた。

1. 英国における預金保険制度

(1) 預金保護委員会(Deposit Protection Board)による預金保護（2001年11月までの取扱い）

英国では1979年の銀行法改正により、同国最初の預金保険スキームとして「預金保護委員会(Deposit Protection Board)」が設立され、それ以後2001年12月に新金融サービス市場法が施行されるまでの間、同委員会のもとで預金保険制度の運営が行われてきた。

同委員会のもとでの預金保険は、一預金者あたり20,000ポンド(約380万円：1ポンド=190円で換算)を上限に、その90%の支払いを保証するものであった¹。

(2) 金融サービス保険機構(FSCS：Financial Service Compensation Scheme)による預金保護

イ．各種消費者保護スキームの統合

¹ 付保対象預金額の上限は当初は10,000ポンド、補償比率75%であったが、その後1987年の銀行法改正により上限が20,000ポンドに引き上げられた。補償比率の90%への引上げは、1995年のEU指令の国内法化により基づくもの。

英国では、2001年12月の新金融サービス市場法(FSMA: Financial Services and Market Act)の施行に伴い、従来金融機関・業態毎に7つに分れていた消費者保護機構を一つに統合するかたちで、新たに金融サービス補償機構(FSCS: Financial Service Compensation Scheme)が設立された。統合の対象となった消費者保護スキームは以下の7つである。FSCSの名前が示すとおり、同機構による保護の範囲はいわゆる「預金」には限られず、投資商品、保険商品なども含まれているが、本稿では特に預金保護制度を中心に述べていくこととしたい。

預金保護機構 (Deposit Protection Scheme)

住宅金融組合出資者保護機構 (Building Societies Investor Protection Scheme)

友愛組合保護機構 (Friendly Societies Protection Scheme)

投資家補償機構 (Investors Compensation Scheme)

個人投資家補償機構 (PIA Indemnity Scheme)

保険加入者保護機構 (Policyholders Protection Board)

セクション 43 保護機構 (Section 43 Scheme)

なお、金融サービス補償機構(FSCS: Financial Service Compensation Scheme)は、F S A(金融サービス機構)からは独立した存在として位置づけられているが、同庁に対しては各種報告等の義務を負っている。また機構の役員はF S Aによって任命されるが、業務遂行にあたってのF S Aからの独立性は、新金融サービス市場法によって保証されている。

ロ．同機構のもとでの預金保護の額

同機構のもとでの預金保護の対象範囲は、預金保護委員会のもとでの保護の範囲からさらに引上げられて、33,000ポンド(約627万円:1ポンド=190円で換算)とされた。このうち2,000ポンド(約38万円:同上)については全額保護され、これを超える部分は33,000ポンドを上限に90%がカバーされている。

ハ．対象となる預金者、金融機関、預金の種類

地方公共団体などは、同機構のもとでの預金保護の対象からは除外されている。また英国の預金保険制度の目的が、個人/小企業²など小額預金者の保護であることから、中企業以上の企業も預金保護の対象から外されている。

対象となる金融機関としては、国内銀行、ビルディングソサイエティ、クレジットユニオン(2002年7月より)などが該当するが、マーチャントバンクや外国銀行の支店などは、同機構による預金保護の対象からは除外されている。

また対象となる預金の範囲としては、外貨預金も含まれている。

² ここでいう小企業とは、売上高が280万ポンド(約5億円)以下、総資産が140万ポンド(約2.5億円)以下、従業員50人以下、のうち2つ以上を満たす企業を指す(85年会社法: The Companies Act 1985)。

二．預金保険制度への拠出金

同機構に対する拠出金は、預金保護の対象となる金融機関から、対象となる預金等の額に応じて拠出される。

ただし、日本における預金保険制度では、金融機関から拠出された預金保険料が基金として蓄積されて将来の金融機関の破綻に備えるのに対し、英国の金融サービス保証機構のもとでは、発生した部分について、運営費用などの形で対象金融機関に請求されるというシステムが取られている。

なお、現在同機構のもとで、基金として蓄積されている額（14年3月末時点で約9.3百万ポンド：約18億円）は、預金保護委員会から継承したものである。

図表1 日英預金保険制度の比較

	英国	日本
運営主体	FSCS(Financial Service Compensation Scheme) 金融サービス保険機構	預金保険機構
預金保険制度対象外預金	マーチャントバンク、外国銀行支店などに対する預金は除外	外貨預金、譲渡性預金、オフショア預金、銀行間預金、保護預り以外の金融債、預金保険機構の預金、無記名預金は除外
制度による保護上限額	2,000ポンド [*] (約38万円)までは全額保護、これを超え33,000ポンド [*] (約627万円:1ポンド [*] =190円で換算)までは90%保護。	名寄せベースで、1預金者あたり全口座合計一千万円とその利息
対象となる預金者	個人または小企業(売上高280万ポンド(約5億円)以下、総資産140万ポンド(約2.5億円)以下、従業員50人以下、のうち2つ以上に該当するもの)に限る	個人、法人を問わず全預金者

(3) 過去の金融機関破綻処理

イ．過去の金融機関破綻例

過去の英国内における金融機関の破綻は、1979年以降、直近では2002年9月のテムズウッド・クレジットユニオンの破綻まで、合計で32件あった。

預金保護委員会は、その時点での預金保護制度の範囲内で、定められた規則に則って預金保証額を預金者に支払ってきており、預金保護委員会から預金者に対して支払われた額は、合計で約1.5億ポンド(約285億円)となっている。

ロ．清算を中心とした破綻処理

英国の破綻金融機関処理で特徴的なのは、オランダのINGグループによって救済合併されたベアリング・ブラザーズを除いた31件は、すべて清算(狭義のペイオフ)によって処理されている点である。

一般に清算処理は、破綻金融機関の処理としてはコストが大きくなり、また預金者の動揺を招きやすいなどのデメリットがあるといわれており、米国などの例では「資産負債承継：P&A(Purchase & Assumption)」方式が多く取られている。これに対して英国で清算が主であるのは、小規模金融機関の破綻が多かったためであり、清算によって処理を行っても、預金保険制度で概ねカバーすることができ、預金者への影響は比較的小さかったためと考えられる。

図表 2 英国における金融機関の破綻と預金保険支払額

破綻金融機関	破綻日	預金保険支払額(単位：ポンド)
Merbro Finance	1982/ 5/19	1,429,682
Goodwin Squires	1982/10/ 1	127,912
First Guarantee Trust	1982/12/1	220,744
Chancellor Finance	1983/ 8/ 2	856,220
Trinity Trust	1984/ 4/25	1,995,891
Castle Court	1984/ 7/ 6	395,061
Bremar Holdings	1984/ 8/ 2	269,721
Cross & Bevingtons (Finance)	1984/11/2	179,189
St.Martins Le Grand Securities	1984/11/2	7,500
Eastcheap Investments	1984/12/1	135,438
Spring Gardens Securities	1986/ 5/ 8	627,865
Oriental Credit	1986/10/2	310,542
PL Investment	1987/ 2/ 3	508,954
Consumers Credit Investment	1987/ 5/14	537,049
British Commonwealth Merchant	1990/ 6/ 3	26,494,509
Authority Bank	1990/12/1	1,035,175
Chancery Plc	1991/ 2/18	682,827
Edington Plc	1991/ 4/29	4,292,706
Wallace Smith Trust	1991/ 6/12	71,815
Cradford Investment	1991/ 6/ 7	1,089,063
BCCI	1992/ 1/ 3	78,469,890
National Guardian Mortgage Corp.	1992/ 3/ 6	5,217,218
Deacon & Hoare	1992/ 6/ 9	622,346
Mount Banking Corp.	1992/10/1	5,256,990
Equatorial Bank	1993/ 3/19	4,606,737
Roxburghe Bank	1993/ 4/ 8	3,244,842
Wimbledon & South West Finance	1994/ 2/16	10,682,366
Baring Brothers	1995/ 2/26	0
Rafidain	1995/ 7/18	19,142
AY Bank	1999/ 6/25	7,116
London Trust Bank	2000/10/ 3	70,000
Thameswood Credit Union	2002/ 9/16	70,000

(出所)英国預金保護委員会資料

(4) 日本との相違点

英国の預金保険制度と、それを取り巻く環境について日本のそれと比較すると、以下の諸点が大きく異なっている。

イ．預金保険制度自体の背景

英国で預金保険制度が導入された背景は、小額預金者の保護という考え方であり、制度の存在により大口預金者の動揺を抑えるといった意向も見られない。このため地公体、大企業など日本で言うところの大口預金者に該当する経済主体は、預金保険制度の対象外とされている。

また同制度が導入された 1979 年において、既に英国の金融業界では 4 大銀行のシェアが支配的となっていた。このため英国の預金保険制度は、金融機関の破綻として、およそ小規模 / 零細金融機関を前提とした極めて限定的なものとして導入されることとなったのである（仮に万が一、大手行が破綻する事態に至ったような場合には、預金保険制度を離れて個別に対応されることが予想される）。

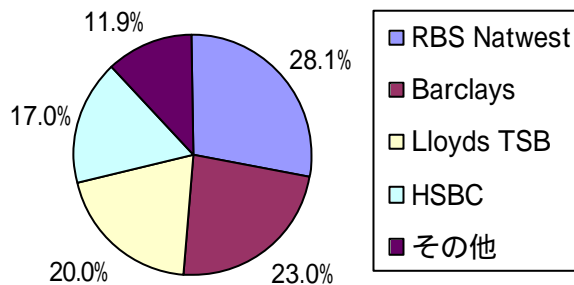
この意味では、日本の預金保険制度が全ての金融機関における、小口・大口を問わず全ての預金者を対象としてカバーしているのとは大きく異なる。

ロ．大手行による寡占 / 選択肢の少なさ

英国の金融システムには、大手行による極端な寡占と、中小金融機関の専門化という特徴がある。すなわち英国では、リテールバンクとして分類される銀行は、大手を含めて国内に

20 程度しかなく、中でも大手 4 行のシェアは圧倒的である。それ以外の金融機関は、マーチャントバンクや住宅金融組合のように業務の範囲を限定するか、あるいはクレジットユニオンのように零細金融に特化することで、大手との業務面での直接対決を避けて生き残っている状況にある。この意味では、預金者の立場からすると選択肢が限られている現状が見て取れる。

図表 3 英国における金融機関別預金取引シェア



(出所) 英国競争委員会レポート「Supply of Banking Services to SMEs」

ハ．金融システムの安定

前掲の図表 2 を見る限り、英国では過去には大規模な金融破綻は生じていなかったことがわかり、またその結果として預金者に及ぼす影響も極めて限定的

であったと想定できる（国際的な詐欺事件 BCCI を除けば、最大の破綻事例 British Commonwealth Merchant でも預金保険支払額が 26 百万ポンド = 約 50 億円であり、我が国における大手行の破綻とは規模が異なっている）。

また、市場への影響が大きいベアリングス社のケースでは、他の処理における清算処理と異なり、オランダ ING 銀行への売却による処理を認めるなど、金融システムの安定のためには原則と例外をうまく使い分け、柔軟な対応をとっていることがわかる。

過去に大規模破綻が無かったという歴史的幸運さに加えて、少ない破綻事例においても「金融システムの安定」を幅広く喧伝することで、預金者の信頼感の醸成に務めてきたことが、英国の預金保険制度で特筆すべき点といえよう。

二．個人資産分布の相違

英国における家計金融資産の構成を日本と比較すると、日本において現預金が全体の 53.2% を占めるのに対し、英国のそれは 20.5% に過ぎない。その一方で、英国で個人金融資産の多くを占めるのは保険・年金であり、全体の 52.9% を占めている（日本は 27.9%）。

また国民一人当たりの金融資産を比較しても、日本の 1,126 万円と比較して英国は 898 万円となっている（ここから算出した一人当たり現預金額は、日本の約 599 万円に対し英国は 184 万円となり、英国においては、個人資産があまり預金に向かっていないことがわかる）。

図表 4 日英個人金融資産の比較 （単位：兆円、%、国民 1 人あたりは万円）

	日本		英国	
	金額	比率	金額	比率
現預金	771	53.2%	131	20.5%
保険・年金	408	27.9%	262	52.9%
有価証券	84	6.4%	35	6.6%
株式	102	8.7%	78	17.3%
その他	56	3.8%	17	2.8%
金融資産	1,421	100.0%	523	100.0%
国民 1 人あたり金融資産	1,126		898	

(出所)日本銀行「資金循環勘定」ほか

これらの相違点をまとめてみると、日本においては金融機関預金が個人金融資産の重要な地位を占める中、全ての金融機関に一律に適用される預金保険制度は、預金者にとって極めて重要な影響を及ぼすものといえる。これに対し英国では、金融機関預金は個人金融資産の一部を占めるに過ぎず、かつ預金保険制度が主として中小 / 零細金融機関の破綻処理を想定し、大口預金者について

は保護の対象から外されているなど、個人金融資産³における預金保険制度の位置づけは日本ほどは高くはないものと見られる。

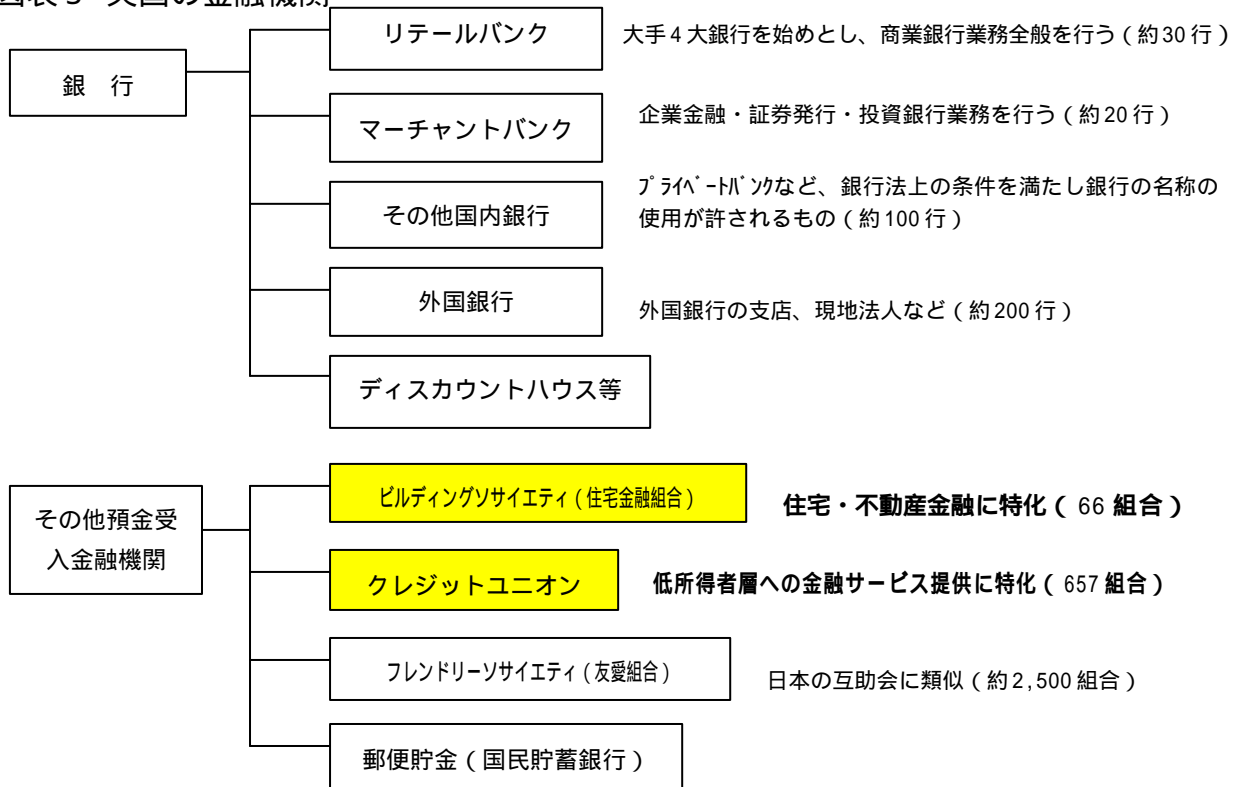
これらを踏まえた上で、次には英国における中小／零細金融機関の経営に対する預金保険制度の影響を見てみたい。

当事務所では、英国における中小／零細金融機関のグループとして、ビルディング・ソサイエティ（住宅金融）業界と、クレジット・ユニオン業界にコンタクトし、預金保険制度のとらえ方と、顧客の対応について聴取してみた。

2. 英国ビルディング・ソサイエティ（住宅金融組合）業界

ビルディング・ソサイエティ業界と、クレジット・ユニオン業界について述べるにあたって、英国の金融業界について（当ロンドン通信でも過去に概説したことはあったが）改めて再度確認しておきたい。

図表5 英国の金融機関



（出所）（財）国際金融情報センター編著「変動する世界の金融・資本市場」をもとに作成

³ なお参考までに、前掲のとおり金融サービス保証機構（FSCS）では、預金に限らず、保険、年金、投資信託など幅広い個人金融資産について保護しているが、FSA（金融サービス機構）では、金融機関や保険、年金運用会社などに対して、これら金融商品が金融サービス保証機構のスキームによって保護されていることを、個人投資家に周知させるよう指導している。この意味では、預金に限らず個人金融資産全般について、幅広く信頼を獲得するよう努力が図られている。

英国の金融機関（保険業・年金基金などを除く）は、大きく「銀行」と「その他預金受入金融機関」の2つに分類される。銀行の場合は根拠法が「銀行法」であるのに対し、その他預金受入金融機関の場合は「ビルディングソサイエティ法」「クレジットユニオン法」「フレンドリーソサイエティ法」など個別業態毎の法規に基づいている。

(1) ビルディング・ソサイエティ（住宅金融組合）とは

ビルディングソサイエティ（住宅金融組合）は、ビルディングソサイエティ法を根拠法とし、個人預金の受入、住宅等の不動産ローンを行う金融機関である。

現在英国内には66のビルディングソサイエティがあるが、90年代後半以降、大手ビルディングソサイエティが普通銀行に転換した結果、現在ビルディングソサイエティとして業界に残っているものの多くは、中小規模のものが多い。

ビルディングソサイエティは株式会社ではなく、組合員相互間の扶助を目的とし、預金者（同業界では預金を「Share」という単語で呼んでおり、実質的には出資者と同義）は総会において1人1票の議決権を有するなど、我が国の協同組織金融機関との類似点も多い。

図表6 ビルディングソサイエティ上位20組合

（単位：百万ポンド）

順位	名称	資産規模
1	Nationwide	72,552
2	Britannia	17,356
3	Yorkshire	12,400
4	Portman	8,099
5	Coventry	7,193
6	Skipton	6,201
7	Chelsea	5,873
8	Leeds & Holbeck	4,140
9	West Bromwich	3,731
10	Derbyshire	3,458
11	Cheshire	2,928
12	Principality	2,737
13	Newcastle	2,662
14	Norwich & Peterborough	2,460
15	Nottingham	1,734
16	Dunfermline	1,723
17	Stroud & Swindon	1,667
18	Staffordshire	1,639
19	Scarborough	1,226
20	Cumberland	890

（出所）Building Societies Association 資料

(2) ビルディング・ソサイエティ（住宅金融組合）預金者の動向

ビルディング・ソサイエティ協会の説明では、ビルディング・ソサイエティの預金者の間では、一組合に対する預金残高を預金保険でカバーされる額の範囲に抑えるかたちで分散するような動きは、殆ど見られないとの回答であった。

特に同協会担当者の説明で強調されていたのが、預金者はビルディング・ソサイエティ業界に対し極めて強い信頼を寄せているため、保険の範囲内に預金額をおさめるような必要は感じていないとのことであった。

3. 英国クレジット・ユニオン業界

(1) 英国におけるクレジット・ユニオン業界の位置づけ

前掲のビルディング・ソサイエティが住宅・不動産金融という、貸出の内容において限定した業務を行っているのに対して、クレジット・ユニオンは、従来大手による金融サービスを受けられなかった低所得者層を主たる顧客基盤とする点で、限定されたマーケットにおける金融機関といえる。

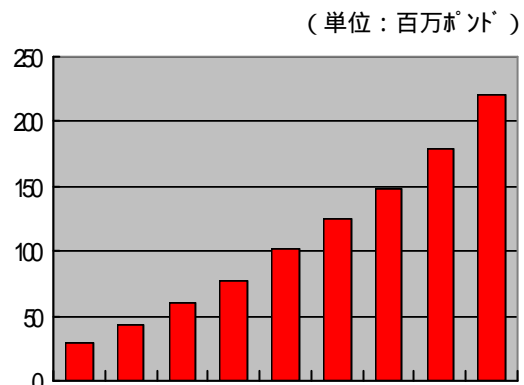
英国におけるクレジット・ユニオンは、ビルディングソサイエティや、郵便貯金と並ぶ「(その他)預金受入金融機関」の一つである。協同組織の理念に基づいて運営される金融機関であるが、会員が地理的条件だけではなく同地区の公務員、同業種の社員などで形成されている点で、業態としては日本における職域等信用組合に近いものと考えられる。

同業界の歴史は極めて新しく、1979年に制定された「クレジット・ユニオン法」が設立基本法となっている。歴史が浅いこともあり、国内金融市場に占めるシェアは極めて小さいが、過去数年着実に規模を拡大しつつある。

英国内で本格的にクレジットユニオンが拡大しだしたのは、80年代末から90年代に入ってからである。拡大の背景にあったのは、大手金融機関による金融サービスを受けられなかった移民などの低所得者層(フィナンシャル・エクスクルーデッド・ピープル)に対し、地域における地方公共団体が、クレジットユニオンの設立を(社会政策的な意味合いから)支援するようになったことであった。

現在、北アイルランドを除く英国国内には657のクレジット・ユニオンが存在する。同業界の預金量は、ABCUL(英国クレジットユニオン協会)加盟の607ユニオンの合計で約1.8億ポンド(約342億円/1ポンド=190円で換算)となっており、極めて小規模ではあるものの過去10年にわたってその規模は拡大傾向にある。

図表7 クレジットユニオン業界の資産規模の推移



(出所) FSA 資料 (ABCUL 加盟以外のクレジットユニオンも含む)

(2) 主要業務、顧客ベース

各クレジットユニオンは、「コモンポンド(共通の基盤)」と呼ばれる共通

の会員資格を有する人々から預金（ビルディングソサイエティと同じく「Share」と呼ばれ出資と同義。会員外からの預金受入は行わない）を受け入れる。取り扱う預金は貯蓄性預金のみであり、決済性預金は取り扱っていない。「コモンボンド」には、「マンチェスター市バス運転手」「リーズ市職員」といった職域的なものが多いが、「ロンドン市サウズワーク区在住/勤務者」など地域によるコモンボンド設定のケースもある。

クレジットユニオンの中には、独自の支店を持っていないものも多く、その場合は、勤務時間終了後などに、職場の一部で会員のボランティアにより集金が行われることもある。個々の預金者の預金額も小額であるが、貸出もサマーホリデー、クリスマス資金など小額であるケースが多い。

またクレジット・ユニオンはその性格上、大手金融機関と顧客獲得で争うことは殆どなく、逆に大手金融機関がクレジット・ユニオンの業務を支援するケースもある。

(3) 預金保険制度との関連

今回当事務所では、英国クレジット・ユニオン協会（ABCUL：Association of British Credit Union Limited）にヒアリングする機会を得た。

英国クレジットユニオン業界では従来、業界内の破綻処理は業界で行うこととしてきたため、FSCS(金融サービス保険機構)にも加盟していなかったが、今年7月2日に同グループがF S A(英国金融サービス庁)の監督下に入るにあたって、同機構にも加入することとなった経緯がある。同協会では、機構への参加は今後業界内での処理が難しいケース（近隣に破綻したユニオンの事業を承継できるクレジットユニオンが無いなど）が出てきた場合にも、十分対応できることとなろうと説明していた（実際にこの面談の1ヵ月ほど後、次に述べるチームズウッド・クレジットユニオンの破綻が報道された）。

なお同業界の顧客はそもそも貯蓄額の低い層が中心であり、複数の金融機関に分散を図る必要は殆ど見られない。

(4) テームズウッド・クレジットユニオンの破綻と、預金者の反応

今年9月16日に破綻した「チームズウッド・クレジットユニオン」の処理は、クレジットユニオン業界にとって初めてのFSCS（金融サービス保険機構）を利用した処理である点で特筆されるものであった。

チームズウッド・クレジットユニオンは、ロンドン市南東部のチームズミードとアバーウッド地区を主な営業基盤とするクレジットユニオンであった。会員数（＝預金者）は883名、預金量は約94万ポンド程度と、英国内のクレジ

ットユニオンの中では中規模のものである。破綻の最大の原因は、貸出債権の焦げ付きによるものと見られているが、不良債権規模などの情報は開示されていない。

FSCS（英国預金保険機構）のプレスリリースによると、同クレジットユニオンの預金者の殆どが、預金残高 2,000 ポンド以下の小規模預金者であり、預金者の損失発生は極めて限定的であると説明されている。また、同クレジットユニオンの破綻が、他のクレジットユニオンの預金者に動揺を与えることはないか、英国クレジットユニオン協会に尋ねてみたところ、他のクレジットユニオンの顧客も、多くは 2,000 ポンド以下の小規模預金者であり、影響は殆どないとの説明であった。またそもそも他のクレジットユニオンの顧客で、今回の破綻の事実を知っているものも殆どいないであろうとのことであった（実際に今回の破綻のニュースも、当地の金融紙「フィナンシャル・タイムズ」で小さく報道されただけで、一般誌ではこれに関わる記事は殆ど見かけなかった）。

まとめ

今回の調査では、まず英国と日本の預金保険制度を比較することで、個人金融資産の保護における預金保険制度の位置づけの違いを見てみた。その結果、日本では個人金融資産に占める金融機関預金の比率の高さから、預金保険制度は極めて重要な位置づけを有しているのに対し、英国の預金保険制度は、小額預金者の保護といったあくまで限定された政策目的の下で、かつ中小／零細金融機関の破綻を想定して運用されているにすぎないことがわかった。

その背景となるのは、英国の金融当局が政策運営において「金融システムの安定」に最大の焦点を当てていることである。破綻しても一般預金者には殆ど動揺を与えないような中小／零細金融機関については、預金保険制度に基づき清算処理されるが、マーケットに大きな影響を及ぼすような大手金融機関の経営危機が仮に生じた場合には、預金保険制度の枠外での対応が行われると考えられる。

一般預金者も暗黙のうちにその点を理解しており、我が国のように預金者が複数の金融機関に、（預金保険の範囲内に収まるように）預金を分散しているという動きは、今回のヒアリングではどこからも聞かれなかった。確かに英国と日本とでは、預金の位置づけについて違いがあるのは事実であろう。一人あたりの現預金資産は、日本の約 599 万円に対し英国は 184 万円となっており、貯蓄資産としては銀行預金よりも年金・保険の方が重要視されている。

しかしそれ以上に大きな違いは、英国国民の「金融システムに対する信頼」といえるのではなかろうか。今回の調査で、「金融システムの安定」とは、単に個々の金融機関の財務面での安定ではなく、「金融システム全体に対する国民からの信頼感の確立」であることを改めて感じた。

我が国における今回のペイオフ解禁にあたっては、（個別金融機関の財務内容如何は別として）国民の金融システムに対する信頼感が万全ではなかったと思われる。その証左として、一部解禁が実施された本年4月前後から、金融機関の間での預金シフトが盛んになっていた。その意味では、今回のペイオフ2年延期という判断は取り敢えず正しかったのではなかろうか。

以上

(ロンドン駐在員事務所 吉田 裕)

本レポートは、経営判断の参考となる情報提供のみを目的としたものです。施策導入等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データなどに基づいてこの資料は作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。
なお、本レポートのうち意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

ご意見をお聞かせください。

信金中央金庫 総合研究所 行

今回の London 通信について
(第 5 号)

今後、London 通信で取り上げてもらいたいテーマ

信金中央金庫総合研究所に対するご要望

差し支えなければご記入ください。

年 月 日

信用金庫

部署名
役職名

氏名

ありがとうございました。信金中央金庫営業店の担当者にお渡しいただくか、総合研究所宛ご送付ください。

(〒104-0031 東京都中央区京橋 3-8-1)

(E-mail : s1000790@facetoface.ne.jp)

(FAX : 03-3563-7551)